

議案第 19 号

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正
する条例

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例（昭和 50 年野田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号才中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例（昭和50年野田市条例第12号）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ひとり親家庭等の父母等 児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障がいの状態にあるものをいう。以下同じ。)の父(母)が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母であって次のアからキまでのいずれかに該当し、その児童を監護する者、児童に父母がないか又は児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であって次のアからキまでのいずれかに該当し、その児童を養育する祖父母その他の養育者及び父母がないか若しくは次のアからキまでのいずれかに該当する父又は母の児童をいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項<u>又は第10条の2</u>の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ひとり親家庭等の父母等 児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障がいの状態にあるものをいう。以下同じ。)の父(母)が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母であって次のアからキまでのいずれかに該当し、その児童を監護する者、児童に父母がないか又は児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であって次のアからキまでのいずれかに該当し、その児童を養育する祖父母その他の養育者及び父母がないか若しくは次のアからキまでのいずれかに該当する父又は母の児童をいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>